

**令和3年度 道市連携海外展開推進事業  
(海外企業連携型販路拡大プロジェクト) 委託業務  
企画提案指示書**

1 目的

急速に経済成長が進むアジア・ASEAN 諸国の需要を取り込むため、道と札幌市が連携し構成する「北海道・札幌市海外拠点連携協議会」（以下、「委託者」という）において、北海道 ASEAN 事務所及び現地関係機関や企業等とのネットワークを活用しながら、効果的に商談やテスト販売を実施することにより、道産品のさらなる販路拡大・定着を図る。

2 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 委託期間

委託契約日から令和4年3月18日（金）まで

4 対象国・地域

ASEAN諸国の各国、香港、台湾

(下記「5 委託業務の内容」に、業務項目ごとの対象となる国・地域を示す。)

5 委託業務の内容

道産品（道内で製造又は加工されたもの全般を指す。以下同じ。）の販路拡大・定着に向け、次の業務を実施する。

(1) 事業参加道内企業の募集・支援

- ① 受託者自らの知見やネットワーク等を活用し、本事業に参加する道内企業を募集すること
- ② 本事業の目的や内容を広く道内企業に媒体などを活用し周知するとともに、輸出に向けた取組に関心がある企業・道産品の掘り起こしを行うため、道内各地の企業訪問等を行い、対象国のニーズを踏まえたコンサルティングを行うこと（商談や輸出に向けた準備等）
- ③ ①、②を実施する際に必要な委託者及び関係機関等との調整業務を行うこと  
※②については、対象となる企業の選定やコンサルティングの内容を提案すること

(2) 道内企業と海外企業等との商談実施

参加道内企業が希望する道産品を対象に、海外への販路拡大を目的とした商談を設定し実施すること。

ア 対象分野：道産品全般（参加道内企業から商談希望があったもの、且つ対象国への輸出が可能なもの）

イ 対象国・地域：上記4に示した中から複数の国・地域を選定し実施（下記実施例を参照）

ウ 時 期：1カ国・地域を対象とした商談を一定期間内に実施し、商談実施以降は参加道内企業と海外企業等との継続商談支援を行うこと。なお、商談期間はオンラインの特性を活かし、参加企業のニーズを踏まえ、柔軟に対応すること。

(実施例1)

|        |         |    |      |     |     |
|--------|---------|----|------|-----|-----|
| 実施時期   | 2021年8月 | 9月 | 10月  | 11月 | 12月 |
| 対象国・地域 | シンガポール  | 台湾 | ベトナム | 香港  | タイ  |

(実施例2)

|        |           |      |       |       |     |         |
|--------|-----------|------|-------|-------|-----|---------|
| 実施時期   | 2021年8月   | 9月   | 10月   | 11月   | 12月 | 2022年1月 |
| 対象国・地域 | シンガポール・香港 | ベトナム | 台湾・タイ | マレーシア |     |         |

※ただし、10月は委託者が指定する関係機関主催のベトナムを対象とした商談会へ参加す

ること

- エ 実施内容：参加道内企業が輸出を希望する道産品に関心を持つ対象国・地域の企業等との商談設定、商談中のサポート（通訳を含む）、商談後のフォローアップ（商談成立後の輸出手続の支援、物流事業者や現地輸入事業者との調整等）を実施すること

※商談手法は道内を拠点としたオンライン活用を基本とするが、状況の変化を前提とした対象国・地域への渡航による商談実施の提案を妨げないものとする

※対象国の企業を探す際には、日本貿易振興機構が行う「Japan Street」事業など、貿易支援機関等によるプラットフォームも活用すること

- オ 回数など：商談は、次の条件を満たして実施すること。

- ・商談数…各対象国・地域で10件以上、契約期間内を通じ全体で100件以上
- ・商談相手企業数…各対象国・地域で5社以上（ただし、商談対象となる道産品を取り扱う事業者が全て含まれること）
- ・参加道内企業数…各対象国・地域で10社以上

※対象国ごとに商談を予定する企業の情報（販路、取扱商品のジャンル、道産品への関心度）を注力する道産品の分野ごとに示すこと

※商談に際し、商品情報だけではなく、現地へのサンプル品の輸送なども検討すること

### （3）道産品テストマーケティングの実施

- ア 対象分野：道産品全般（参加道内企業から商談希望があったもの、且つ対象国への輸出が可能なもの）

- イ 対象国・地域：シンガポール、タイ、台湾の計3カ国・地域

- ウ 回数：各国・地域で2回以上

- エ 実施内容：ライブコマース等の新たな手法を活用した道産品のテスト販売を実施すること。販売手法は消費者の購買動向や現地販売事業者の意見等を効率的に取りまとめることができ、参加道内企業へ速やかに還元できるものとする。

※対象国・地域へ道産品を輸出する際は、競争力のある価格や条件を提示できるよう輸送方法等の工夫により費用最適化を目指す取組を行うこと

※テスト販売を行う際は、販売手法に応じた効果的なプロモーションにより事前周知を行うとともに、道内企業へ速やかに販売実績等のマーケティング結果を伝えられるよう実施すること

※テストマーケティングの回数、期間、手法を設定し、現地協力企業を予め選定するなど、具体的かつ実現可能な実施内容とすること

※食品や農水産物、加工食品の輸出に際しては、「道産品輸出用シンボルマーク」を活用すること。具体的には、下記ホームページを参照の上、対象国に輸出する道産食品に係る使用申請を行い、テスト販売時に商品にシンボルマークのシールを貼付すること。実店舗で販売する場合はシンボルマークのポスターを掲示すること

「道産品輸出用シンボルマークについて」（北海道経済部国際経済課ホームページ）

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/overseas\\_expansion/symbolmark.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/overseas_expansion/symbolmark.htm)

### （4）道産品の継続的な取扱いに向けた取組

（2）及び（3）の実施結果を踏まえ、事業実施後の継続的な道産品の取扱いや本事業において商談等を実施していない海外企業を含めた販路拡大・定着に向けた取組を行うこと。

### （5）事業報告書の作成

（1）から（4）までの実施結果について、事業報告書を作成すること。

また、委託者のホームページ等への掲載により、今後の海外展開を目指す道内企業等に情報提供するため、以下の内容について、公開可能な報告書（個人情報や参加した道内企業名等を除いたもの）を別途作成すること。

## (6) 成果物の提出

以下の成果物を委託契約期間内に提出すること。なお、ウについては、結果のとりまとめ後、速やかに参加道内企業へ提供することとし、事前に委託者の確認を受けること。

ア 5(5)の事業報告書及び公開可能な報告書(紙媒体(A4版):4部、電子媒体:2式)

イ 5(2)の商談実施にあたり作成した道産品に関する資料(商品シートや説明動画など)(電子媒体:2式)※作成しなかった場合はこの限りではない。

ウ 5(3)の販売実施結果のうち、参加企業へ報告する資料(電子媒体:2式)

なお、各業務の進め方については、適宜、委託者と協議の上、決定するものとする。

## 6 プロポーザル参加の資格要件

(1) 複数企業等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下、「特定非営利活動法人」という。)、その他法人又は法人以外の団体であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道又は札幌市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は札幌市が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ) 市区町村税

(ウ) 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(エ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

## 7 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 業務執行体制の適格性

ア 執行体制

・業務を実施するに当たり、事業目的の遂行に有益となる経験を有し、業務を円滑に進められる必要かつ十分な執行体制であるか。

イ 積算の考え方

・事業実施に必要な費用・項目を適切に見込んだ積算であるか。

ウ 事業実施スケジュール

・業務を実施するに当たり、輸出入手続き等も含め全体のスケジュール設定が妥当であるか。

(2) 企画提案の適合性

ア 事業参加道内企業の募集・支援

- ・対象国におけるバイヤーのニーズに対応できるよう、幅広く道内企業を募集し、多様な道産品を提案するため効果的な手法が取られているか。
  - ・輸出に取り組む道内企業に対するコンサルティング内容が、対象国のニーズを踏まえた適切なものであるか。
- イ 道内企業と海外企業等との商談実施
- ・道内企業と現地のニーズを踏まえ、対象国・地域の設定や実施時期、現地の商談相手選定など商談の実施方法が適切であるか。
  - ・対象国における道産品へのニーズに対応し、商談相手を適切に選定できるよう貿易支援機関をはじめとする海外におけるネットワークを活用するなど、対象国における協力体制が適切であるか。
  - ・商談の結果を踏まえ、フォローアップを確実に実施できる内容であるか。
- ウ 道産品テストマーケティングの実施
- ・道産品の輸出手続きが、対象国での輸入規制やテスト販売実施時期等を勘案し、適切な内容となっているか。
  - ・道産品を輸出する際、競争力のある価格や条件を提示できるよう輸送方法等の工夫がなされ、費用最適化に向けた効果的な内容となっているか。
  - ・テスト販売の手法が、対象国において消費者購買動向を効率的にとりまとめ、速やかに道内企業へ還元できるものであるか。また、事前周知プロモーションが販売手法に対応した効果的なものであるか。
  - ・道産食品の識別力を高め、ブランドイメージの保護・向上につながる取組として、「道産品輸出用シンボルマーク」を有効に活用しているか。
- エ 道産品の継続的な取扱いに向けた取組
- ・事業実施後の継続的な道産品の取扱いや本事業において商談等を実施していない海外企業を含めた販路拡大・定着に向けた効果的な内容となっているか。
- オ 実績報告書の作成について
- ・事業報告書の取りまとめ項目が適切であるか。特に対象国におけるマーケティング結果分析項目など、道内企業が海外展開を検討する上で必要となる項目が盛り込まれているか。

## 8 業務上の留意事項

受託者決定後、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。

## 9 予算上限額（消費税を含む）

24,244千円

## 10 応募手続

### (1) 参加表明書の提出

#### ア 提出書類

(ア) 参加表明書（別添様式1）

(イ) 参加表明書関係資料

(ウ) 納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）

・道税（道が賦課徴収するものに限る。）

・市区町村税（本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの）

・消費税及び地方消費税

(エ) コンソーシアム協定書（コンソーシアムを形成する場合のみ）

(オ) 暴力団等ではない旨の誓約書（自由様式）

(カ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類

（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式））

・健康保険法第48条の規定による届出

・厚生年金保険法第27条の規定による届出

- ・雇用保険法第7条の規定による届出
- (キ) 登記事項証明書（登記は現在事項証明又は全部事項証明。発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
- (ク) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書。直前2期分）
- イ 提出部数  
1部
- ウ 提出期限  
令和3年4月12日（月）午後5時00分（必着）
- エ 提出場所  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道・札幌市海外拠点連携協議会事務局  
（北海道経済部経済企画局国際経済課）  
電話 011-204-5342  
担当 菅原
- オ 提出方法  
持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）

(2) 企画提案書の提出

- ア 提出書類
  - (ア) 企画提案書（別添様式2）
  - (イ) 業務実施に要する経費見積価格（税込み価格）及びその内訳書（自由様式）
- イ 提出部数  
9部（2部は提案者名を記載したもの。残り7部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること）
- ウ 提出期限  
令和3年4月19日（月）午後5時00分（必着）
- エ 提出場所  
(1) エに同じ
- オ 提出方法  
持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）

1.1 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。  
事前に不参加を決定した場合は、4月16日（金）午後5時までに上記10(1)エの担当窓口へ連絡すること。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本通貨
- (6) 契約書作成の要否  
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口  
10(1)エに同じ

(8) プロポーザルに関する説明

提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。ただし、提出者が5者を超えるときには、「7 審査」の基準により企画提案書の書類選考を行う場合がある。

(9) 審査結果及び特定者名

公表する。